

独立行政法人農業者年金基金の
令和元年度に係る業務の実績に関する評価書

厚生労働省
農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 玉置 賢
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 吉田 一生
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官（調査分析・評価担当） 生田 直樹

3. 評価の実施に関する事項
7月27日：独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び有識者会議の開催

4. その他評価に関する重要事項

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B			
評価に至った理由	項目別評定は、重要な業務が全てB（b）であり、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定においては、若い農業者の加入の増加に向け、加入推進活動に取り組むことが求められるが、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	Iの3の(1)「政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大」 令和2年度においては、年間を通じて、新型コロナウイルスの影響により、加入推進活動に一定の制約を受けることも懸念されるが、活動内容に工夫を加えつつ戦略的に取り組まれない。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 農業者年金事業	B	B				第1-1	P5
(1) 手続の迅速化（適用・収納関係）	b	b					P5
(2) 被保険者資格の適切な管理	b○重	b○重					P6
(3) 保険料収納業務の円滑な実施	b	b					P7
(4) 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b					P8
(5) 手続の迅速化（給付関係）	b	b					P9
(6) 年金の受給漏れの防止	b○重	b○重					P10
(7) 受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重					P11
(8) 情報システム管理業務	b	b					P12
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	B	B				第1-2	P15
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b○重	b○重					P15
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング	b	b					P16
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し	b	b					P17
(4) 運用の透明性の確保	b	b					P17
(5) スチュワードシップ活動の実施	b	b					P18
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B				第1-3	P20
(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	b○重	c○重					P20
(2) 女性農業者の加入の拡大	b	a					P21
(3) 加入推進活動の実施	b	a					P22
(4) 加入推進活動の効果検証	b	b					P23
(5) ホームページ等による情報の提供	b	b					P24
II 業務運営の効率化に関する事項							
1 業務改善の推進	B	B				第2-1	P26
2 電子化の推進	B	B				第2-2	P28
(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進	b	b					P29
(2) マイナンバーによる情報連携	b	b					P29
3 運営経費の抑制	B	B				第2-3	P31
(1) 一般管理費及び事業費の削減	b	b					P31
(2) 給与水準の適正化	b	b					P32
4 調達の合理化	B	B				第2-4	P34
5 組織体制の整備等	B	B				第2-5	P35
(1) 組織体制の整備	b	b					P35
(2) 働き方改革の推進	b	b					P35

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
III 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B				第3	P37
(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b					P37
(2) 決裁情報・セグメント情報の開示	b	b					P38
(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b					P38
(4) 貸付金債権等の適切な管理等	b	b					P38
(5) 長期借入金の適切な実施	a	a					P39
IV 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画							
予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	B	B				第4	P40
(1) 支出削減の取組	b	b					P40
(2) 法人運営における資金の配分状況	b	b					P41
V 短期借入金の限度額							
	—	—				第5	P42
VI その他業務運営に関する事項							
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）	B	B				第6-1	P43
(1) 方針	b	b					P43
(2) 人員に関する指標	b	b					P44
2 積立金の処分に関する事項	B	B				第6-2	P45
3 内部統制の充実・強化	B	B				第6-3	P47
(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化	b○重	b○重					P47
(2) コンプライアンスの推進	b○重	b○重					P48
(3) リスク管理の徹底	b○重	b○重					P49
(4) 内部監査	b○重	b○重					P49
4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	B	B				第6-4	P50
(1) 情報セキュリティ対策の推進	b○重	b○重					P50
(2) 個人情報保護対策の推進	b○重	b○重					P51
(3) 研修等の実施	b○重	b○重					P52
5 情報公開の推進	B	B				第6-5	P54
6 業務運営能力の向上等	B	B				第6-6	P55
(1) 研修の充実	b	b					P55
(2) 委託業務の質の向上	b	b					P56

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0091

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
標準処理期間内 処理割合 (適用・収納課)	提出された申出 書等の97%以上		99.87%	99.72%				予算額（千円）	180,709,907	195,836,708					
			決算額（千円）	177,929,027	190,035,467										
			経常費用（千円）	111,978,331	95,013,645										
			経常利益（千円）	△4,153,135	5,027,942										
			行政コスト（千円）	97,765,244	95,146,152										
			従事人員数	38.04	38.04										
標準処理期間内 処理割合 (給付課)	提出された申出 書等の98%以上		98.08%	99.22%											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
				業務実績	自己評価																					
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																								
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			B	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <評価に至った理由> 8つの小項目のうちbが8項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。 </td> </tr> </table>	評価	B	<評価に至った理由> 8つの小項目のうちbが8項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。																	
評価	B																									
<評価に至った理由> 8つの小項目のうちbが8項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。																										
(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理	<主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	<主要な業務実績> 提出のあった申出書等に係る標準処理期間（30日）内の処理割合は、令和元年8月処理分が99.57%、令和2年2月処理分が99.79%となり、2回の調査の平均期間内処理割合は99.72%であった。 また、これらの結果を翌月（令和元年9月及び令和2年3月）に基金ホームページで公表した。 なお、期間内に処理できなかった要因を業務受託機関に確認した結果、加入者に追加資料の提出を求めたものの、その提出に時間を要したことが原因であった。 【処理月別標準処理期間内処理割合】（単位：件、%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年8月</td> <td>232</td> <td>231</td> <td>99.57</td> </tr> <tr> <td>令和2年2月</td> <td>470</td> <td>469</td> <td>99.79</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>702</td> <td>700</td> <td>99.72</td> </tr> </tbody> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	令和元年8月	232	231	99.57	令和2年2月	470	469	99.79	計	702	700	99.72	b <評価と根拠> 評価：a 申出書等の処理状況の調査を年2回行った結果、標準処理期間内（30日）の処理割合は、年度計画の目標97%を2ポイント以上上回っており、この結果を基金ホームページで公表するとともに、標準処理期間内に処理できなかったものについて、その原因を把握したことから、a評価とした。 (参考) 目標97%（達成度合100%）から100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100% a：処理割合98.5%以上100%未満 b：処理割合97%以上98.5%未満 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <評価に至った理由> 自己評価書における評価a（手続の迅速化）については、期間内処理割合の目標97%を大きく上回り、100%に極めて近いことから、「a」が妥当と認められる。 また、評価b（被保険者資格の適切な管理）、評価b（保険料収納業務）、評価b（保険料の還付）との評価結果についても妥当であると確認できたため、これらを積み上げた小項目の評価を「b」とした。 </td> </tr> </table>	評価	b	<評価に至った理由> 自己評価書における評価a（手続の迅速化）については、期間内処理割合の目標97%を大きく上回り、100%に極めて近いことから、「a」が妥当と認められる。 また、評価b（被保険者資格の適切な管理）、評価b（保険料収納業務）、評価b（保険料の還付）との評価結果についても妥当であると確認できたため、これらを積み上げた小項目の評価を「b」とした。	
					処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																		
令和元年8月	232	231	99.57																							
令和2年2月	470	469	99.79																							
計	702	700	99.72																							
評価	b																									
<評価に至った理由> 自己評価書における評価a（手続の迅速化）については、期間内処理割合の目標97%を大きく上回り、100%に極めて近いことから、「a」が妥当と認められる。 また、評価b（被保険者資格の適切な管理）、評価b（保険料収納業務）、評価b（保険料の還付）との評価結果についても妥当であると確認できたため、これらを積み上げた小項目の評価を「b」とした。																										

	<p>能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。</p> <p>これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。</p> <p>なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。</p>	<p>能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。</p> <p>これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、申出書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果を9月と3月に公表します。</p> <p>なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導します。</p>			<p>要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>イ 被保険者資格の適切な管理</p> <p>国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び期待者を</p>	<p>イ 被保険者資格の適切な管理</p> <p>国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び期待者を</p>	<p>イ 被保険者資格の適切な管理</p> <p>国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び期待者を</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不整合者の占める割合 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。 ・突合の結果を踏まえ 	<p><主要な業務実績></p> <p>農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、令和元年5月及び11月に全ての農業者年金被保険者等について、両記録の突合を実施した。</p> <p>その結果を踏まえて、不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）に係る記録管理リストを該当の業務受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう不整合者に対する指導を依頼するとともに、基金からも不整合者に対して、申出書等の提出を促す通知を送付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>被保険者資格記録の突合を年2回実施し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけを行い、6ヶ月経過後の不整合者の占める割合が年度計画の目標である0.7%以下であることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p>

対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施する。
不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。
これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とする。

対象に、国民年金資格記録の確認を2回以上実施します。
不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。
また、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにし、これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とします。

た適正な管理。

<評価の視点>

・突合を行ったか。
・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。

【令和元年度不整合者の状況】 (単位：人、%)

突合月	突合対象者	不整合者数 【不整合者の割合】	
		当初	6ヶ月経過後
5月	72,393	1,405 【1.94】	490 【0.68】
11月	72,053	1,160 【1.61】	※ -

※6ヶ月経過後（令和2年4月）の突合については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期をしている。

主な不整合事由は、国民年金付加保険料記録がないことが原因であるが、業務受託機関に対し、加入申込者への「農業者年金に関する重要事項のご案内」（以下「重要事項」という。）の中で、国民年金付加保険料の納付の届出の手続きが必要であることを説明するとともに、重要事項の配布を義務づけており、国民年金付加保険料の納付の届出の指導を行った。

また、加入申込書には、業務受託機関が加入申込者に重要事項の説明及び配布したことを確認する欄を設けており、指導の徹底を図っている。

s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

ウ 保険料収納業務の円滑な実施
保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者

ウ 保険料収納業務の円滑な実施
保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、

ウ 保険料収納業務の円滑な実施
保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、

<主な定量的指標>
-

<その他の指標>

・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。
・12回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。

<主要な業務実績>

口座振替不能者及び口座振替停止該当者（以下「振替不能者」という。）のリストについては、毎月、該当の業務受託機関に送付するとともに、業務受託機関から振替不能者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な申出書等の提出を依頼した。

また、12回継続した振替不能者については、該当の業務受託機関へリストを送付するとともに、業務受託機関から振替不能者に対して口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替再開手続き等について働きかけを行った。

<評定と根拠>

評定：b
毎月、振替不能者のリストを該当の業務受託機関へ送付し、該当者への対応等を依頼した。
また、12回継続した振替不能者についても、リストを該当の業務受託機関へ送付し、業務受託機関から振替不能者へ働きかけを行ったことから、b評定とした。

<p>に対する指導等 その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。</p>	<p>業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。</p>	<p>業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにします。 また、12回継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。</p>	<p><評価の視点> ・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。</p>	<p>(評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被</p>	<p>エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 <評価の視点> ・過大納付発生後、速やかに被保険者等に請求書を送付しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知及び請求書を送付した。 また、被保険者等から請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 発生した過大納付の保険料について、速やかに被保険者等に請求書を送付するとともに、請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p>

<p>確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。</p>	<p>保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。</p>	<p>保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、1週間以内に還付処理を行います。</p>	<p>・被保険者等からの請求に基づき一週間以内で処理しているか。</p>		<p>b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>																	
<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等については、その98</p>	<p>(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。 手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等については、その98</p>	<p><主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が98%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 平成31年4月24日に開催した都道府県段階の業務受託機関を対象とした平成31年度農業者年金業務担当者・総合指導員会議（以下「担当者会議」という。）及び都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等に基金職員を講師として派遣し、農業者年金制度への理解及び事務処理能力の向上を図るための説明を行った。 また、標準処理期間内に処理できなかった主な要因は、記載内容の確認に時間を要したことであったため、研修会等で基金職員が業務資料の記載例を用いて記載内容や添付書類について説明を行い、業務受託機関における処理の迅速化に努めた。 ※ 各道県の研修会等への職員派遣数：延べ23回（開催数：20道県） ② 提出された年金裁定請求書等に係る標準処理期間（60日・75日）内の処理割合は、令和元年8月処理分が99.14%、令和2年2月処理分が99.29%であった。 また、これらの結果を翌月（令和元年9月及び令和2年3月）に基金ホームページで公表した。 【月別標準処理期間内の処理状況】（単位：件、%）</p> <table border="1" data-bbox="1225 1392 1938 1570"> <thead> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年8月</td> <td>2,566</td> <td>2,544</td> <td>99.14</td> </tr> <tr> <td>令和2年2月</td> <td>2,970</td> <td>2,949</td> <td>99.29</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,536</td> <td>5,493</td> <td>99.22</td> </tr> </tbody> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	令和元年8月	2,566	2,544	99.14	令和2年2月	2,970	2,949	99.29	計	5,536	5,493	99.22	<p>b <評定と根拠> 評定：a 都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等において、農業者年金制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関における処理の迅速化に努めた結果、年金裁定請求書等の標準処理期間内の処理割合は、年度計画の目標である98%を1ポイント以上上回った。 また、この結果を基金ホームページで公表するとともに、標準処理期間内に処理できなかったものについて、その原因を把握し、改善に向けた対応を行ったことから、a評定とした。 (参考) 目標98%（達成度合100%）から100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100% a：処理割合99%以上100%未満 b：処理割合98%以上99%未満 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的</p>	<p>評定 b <評定に至った理由> 自己評価書における評定a（手続の迅速化）については、期間内処理割合の目標98%を大きく上回り、100%に極めて近いことから、「a」が妥当と認められる。 また、評定b（受給漏れ防止）、評定b（適切な年金給付）との評価結果が妥当であると確認できたため、これらを積み上げた小項目の評定を「b」とした。</p>
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																			
令和元年8月	2,566	2,544	99.14																			
令和2年2月	2,970	2,949	99.29																			
計	5,536	5,493	99.22																			

%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。
 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。

%以上を標準処理期間内に処理することとし、請求書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果について、翌月の9月と3月に公表します。
 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導します。

な改善を要する

イ 年金の受給漏れの防止
 受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないよう、65歳到達日前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。

イ 年金受給漏れの防止
 年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。
 また、既に受給権が発生して

イ 年金受給漏れの防止
 年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。
 また、既に受

<主な定量的指標>
 -
 <その他の指標>
 ・裁定請求の勧奨。
 <評価の視点>
 ・65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月実施しているか。

<主要な業務実績>

① 年金の受給漏れが発生しないよう、待期者のうち、65歳の誕生日の1ヶ月前となる者に対して、毎月、文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。

間もなく受給権が発生する者（65歳到達1ヶ月前）に対する勧奨状の送付
 （単位：件）

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	194	167	187	219	219	224
	旧制度	198	183	211	222	201	216
	計	392	350	398	441	420	440

区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
65歳到達 1ヶ月前の者	新制度	229	250	345	297	297	225	2,853
	旧制度	209	234	337	275	281	247	2,814
	計	438	484	682	572	578	472	5,667

② 65歳を超えても裁定請求を行わない者（770人（旧制度：417人、新

<評定と根拠>

評定：b
 速やかな裁定請求書の提出を働きかけたことから、b評定とした。

（評定区分）

s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
 a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
 b：取組は十分である
 c：取組はやや不十分であり、改善を要する
 d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

<p>さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。</p>	<p>いるにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかける。</p>	<p>給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、6月に受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかけます。</p>	<p>制度：353人)) に対しても、令和元年6月に勧奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。</p>														
<p>ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適切に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。</p>	<p>ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付してその提出を求め、経営移讓年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を定期的に行う。 現況届未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差止め。 また、国民年</p>	<p>ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 現況の確認が必要な受給権者に対し5月末に現況届を送付して、その提出を求め、経営移讓年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を行います。 現況届未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を11月支払分より差止め。 また、国民年</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・受給権者に対して現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。 ・経営移讓年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。 ・国民年金の受給権者情報から死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 適切な年金給付のため、受給権者に対して現況届を送付し、受給資格（生存、経営再開等がないこと）の確認を行った。 また、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、農業委員会に対して現況届未提出者一覧を送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼した。 なお、それでも現況届が未提出等の受給権者については、令和元年11月以降の年金の支払いを差し止めた。 【現況届関係処理実績】</p> <table border="1" data-bbox="1222 1264 1893 1528"> <tr> <td>a 現況届の送付</td> <td>311,271人</td> </tr> <tr> <td>b 現況届等の提出者</td> <td>302,113人</td> </tr> <tr> <td>提出率 (b/a)</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>c 現況届の未提出者</td> <td>9,158人</td> </tr> <tr> <td>d 未提出者一覧の送付（農業委員会）</td> <td>1,194機関</td> </tr> <tr> <td>e 11月支給分差止</td> <td>2,010人</td> </tr> </table> <p>② 令和元年度現況届の対象となる経営移讓年金等の受給権者と、平成30年度経営所得安定対策等交付金の申請者との突合を行った結果、当該交付金を申請していた者が67名存在し、現況届等の提出者は66名となっており、残り1名については、関係農業委員会において、現況届（確認資料を含む）又は支給停止事由該当届の届出の勧奨を行った。 また、令和2年度現況届の対象となる経営移讓年金等の受給権者と、令和元年度経営所得安定対策等交付金の申請者との突合を行い、当該交付金を申請している52名について、令和2年度現況届の「再確</p>	a 現況届の送付	311,271人	b 現況届等の提出者	302,113人	提出率 (b/a)	97.1%	c 現況届の未提出者	9,158人	d 未提出者一覧の送付（農業委員会）	1,194機関	e 11月支給分差止	2,010人	<p><評定と根拠> 評定：b 受給権者に対する現況届の送付による受給資格の確認、国民年金の受給権者情報（死亡情報）の確認及び経営移讓年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行うなど、適切な年金給付に努めたことから、b評定とした。 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
a 現況届の送付	311,271人																
b 現況届等の提出者	302,113人																
提出率 (b/a)	97.1%																
c 現況届の未提出者	9,158人																
d 未提出者一覧の送付（農業委員会）	1,194機関																
e 11月支給分差止	2,010人																

金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。

なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止する。

金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留するとともに、一覧表を農業委員会へ送付し、死亡が確認された場合の死亡届等の提出の勧奨を依頼します。

なお、支給停止該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理します。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止します。

「認該当者一覧」に掲載し、農業委員会において経営移譲年金の受給要件を満たしている者か否かの確認に活用することとしている。

③ 国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払いを保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し死亡届等の提出の勧奨を依頼した。

【国民年金の受給権者情報の確認】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
支払保留人数 (死亡疑い等)	490	459	485	364	371	288
確認依頼 農業委員会	331	301	330	251	265	211

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支払保留人数 (死亡疑い等)	350	310	291	419	350	441	4,618
確認依頼 農業委員会	260	223	229	296	256	316	3,269

(3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修

(3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推

(3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

・農業者年金記録管理

<主要な業務実績>

① 農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）の改修にあたっては、業務受託機関及び基金内の要望に対して、業務効率化の観点から踏まえ、必要性及び緊要度を検討の上、計画的に改修等を行った。
また、システム改修後にシステムのトップページに操作マニュアルを掲載することにより、業務受託機関における諸手続の利便性向上に取り組んだ。

<評定と根拠>

評定：b
農業者年金記録管理システムの改修等にあたっては、システム利用者（業務受託機関等）からの改善要望や基金における業務の効率化に資する内容を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に改修等を行い、電子情報ネットワー

評定

b

自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。

<p>等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。</p>	<p>進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。</p>	<p>進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に開発・改修等の優先順位付けを行います。</p> <p>その上で、基金、システム改修業者及びCIO補佐官によるシステム定例会を毎月開催して、システムの計画的な開発・改修等を進め、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組みます。</p>	<p>システムについて、受託機関及び基金における改善要望や業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先順位を付け、システムの計画的な開発・改修等による利便性の向上に取り組んだか。</p>	<p>なお、元号改正に係るシステム改修については、平成31年4月までに改修作業を終え、令和元年5月1日にリリースし、同日及び7日に帳票等画面の確認を行い、滞りなく作業が完了した。</p> <p>② システム定例会については、システム運用・保守業者及びCIO補佐官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等についての情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。</p>	<p>クの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組んだ。</p> <p>また、元号改正に伴うシステム改修について、滞りなく作業を行い、令和元年5月1日にリリースを行った。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	--	--	--	--	--	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
								予算額（千円）	101,165	109,534			
								決算額（千円）	101,920	96,634			
								経常費用（千円）	151,190	6,547,636			
								経常利益（千円）	5,925,751	△4,928,266			
								行政コスト（千円）	△5,824,337	6,566,977			
								従事人員数	9.00	9.00			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	評価
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用			B	評価	B
							<p><評価に至った理由></p> <p>5つの小項目のうちbが5項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。</p> <p><その他></p> <p>予算額と決算額が10%以上乖離しているが、主な理由は、独法会計基準等の改訂に伴う会計方針の変更に起因するものであり、特段の問題はないと認められる。</p>	
	年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率が確保できるよう努力する。	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクス(年金資産の構成割合)による分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行います。 被保険者ポートフォリオの外部委託分については、原則として、各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率との乖離を一定の範囲内に納めるよう努力し	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・安全かつ効率的な管理・運用。</p> <p><評価の視点></p> <p>・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行った(令和2年3月末残高2,321億円(自家運用685億円、外部運用1,635億円)。 令和元年度の外部委託分の修正総合利回りは複合ベンチマークの収益率△3.60%に対し、△3.13%となった。 外部委託分で保有する国内債券については、日本銀行の金融政策の枠組みが維持される状況下の暫定的な対応として、平成30年度から、金利上昇リスクに備えながらベンチマーク並みの投資効率を維持する工夫(超長期国債等の国債と短期資産を組み合わせるパーベル型運用)を行っているが、令和元年度において、リスク分散の観点から、保有国債の残存年数の分散等を図った。 結果として、ベンチマークに対して0.19%の超過収益を確保した。 <p>② 受給権者ポートフォリオ</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: b</p> <p>年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。</p> <p>また、令和元年度においては、平成30年度に引き続き、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針に抵触しない範囲で採り得る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各ポートフォリオ合わせて1億円程度の損失(基金による推計)を回避することができた。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b: 取組は十分である</p> <p>c: 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d: 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>評価</p> <p>b</p> <p><評価に至った理由></p> <p>年金資産の管理・運用については年度末にかけて新型コロナウイルスの影響により厳しい運用環境に直面したが、年間を通じて、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に運用を行ったものと認められる。</p> <p>なお、被保険者ポートフォリオの外部委託分における各資産の収益率とそのベンチマーク収益率との乖離については、その要因を基金が分析精査しており、乖離が一定の範囲内に納まっていることが確認できた。</p> <p>これらを総合的に勘案し、b評価とした。</p>	

<p>に、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p>		<p>ます。</p>		<p>基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月に農水省へ届出を行ったうえで、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置として短期資産の活用を継続した。 これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損失1億円を回避できたと考えられる。 年金財政へ寄与させるため、年度内に償還を迎える国内債券を償還前に売却することについて、資金運用委員会及び経営管理会議の承認を経て、平成31年4月に売却した。 これにより、償還まで持ち切った場合と比べ、約98万円の利益を得た（令和2年3月末残高918億円（全額自家運用））。 <p>③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った（令和2年3月末残高99億円）。</p> <p>④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った（令和2年3月末残高30億円）。</p>						
<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切</p>	<p>(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行います。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切</p>	<p><主な定量的指標> — <その他の指標> ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 <評価の視点> ・資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 外部の有識者で構成された資金運用委員会を令和元年6月21日に開催し、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。 なお、資産構成割合は政策アセットミックスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスは行わなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。 これらのことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2407 1045 2647 1094">評定</td> <td data-bbox="2647 1045 2858 1094">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2407 1094 2858 1911"> <p><評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> </td> </tr> </table>	評定	b	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	
評定	b									
<p><評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>										

にリバランスを行う。	にリバランスを行う。	にリバランスを行います。																					
<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 政策アセットミックスの検証・見直し</p> <p>最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で政策アセットミックスの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じた見直しを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>資金運用委員会を令和元年6月21日に開催し、年金資産の構成割合(政策アセットミックス)の検証をした結果、緊急に見直す必要はないとの結論を得た。</p> <p>その上で、足元の金融環境等を踏まえ、当面の対応として、政策アセットミックスを微調整し、国内債券65%、国内株式15%、外国債券(ヘッジあり)5%、外国株式15%とすることが令和元年9月30日に開催した資金運用委員会です承された。</p> <p>このことを受けて所要の手続きを進めていたが、令和2年3月半ばに新型コロナウイルスの影響によりマーケットが大きく崩れたことから、手続きを一旦中断することとした。</p> <p>(参考)【年金資産の構成割合(政策アセットミックス)】</p> <table border="1" data-bbox="1210 793 1941 919"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>71%</td> <td>12%</td> <td>5%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>微調整後</td> <td>65%</td> <td>15%</td> <td>5%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	現行	71%	12%	5%	12%	微調整後	65%	15%	5%	15%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>新型コロナウイルスの影響でマーケットが大きく崩れていることから、手続きを一旦中断せざるを得なかったが、足元の金融環境等への対応として政策アセットミックスの微調整を行うことについて、資金運用委員会の了承を得て、所要の手続きを進めていることから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	<table border="1" data-bbox="2407 226 2858 275"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>政策アセットミックスの検証・見直しについては、新型コロナウイルスの影響による不透明な金融情勢のため、結果的に見直しには至らなかったが、基金内で十分かつ適切に検討を行ったことから、b評定とした。</p>	評定	b
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																			
現行	71%	12%	5%	12%																			
微調整後	65%	15%	5%	15%																			
評定	b																						
<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の</p>	<p>(4) 運用の透明性の確保</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、6月末日までに平成30年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p> <p>また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 加入者に対する運用結果の通知。 年金給付等準備金運用の基本方針の公表。 外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 平成30年度、令和元年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和元年6月25日、8月7日、11月18日及び令和2年2月17日に基金ホームページで公表した。</p> <p>また、全ての加入者及び待期者(平成30年度末現在)に対して、その者に係る平成30年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を令和元年6月25日付けで通知するとともに、通知の趣旨、内容等について、基金ホームページに掲載した。</p> <p>② 年金給付等準備金運用の基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を基金ホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>年金資産の構成割合、運用成績等について基金ホームページで公表し、加入者に対して、運用結果を通知した。</p> <p>また、年金給付等準備金運用の基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称についても基金ホームページで公表したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である 	<table border="1" data-bbox="2407 1136 2858 1184"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	評定	b															
評定	b																						

<p>程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。</p>	<p>資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 ・加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 ・年金給付等準備金運用の基本方針を公表しているか。 ・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。 		<p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターン拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。</p>	<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターン拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。</p>	<p>(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターン拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等をホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>ー</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>平成29年11月に改訂した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、平成30年7月から令和元年6月までの実施状況を令和元年11月18日に基金ホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果を基金ホームページで公表したことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2407 835 2650 877">評定</td> <td data-bbox="2650 835 2861 877">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2407 877 2861 1564"> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> </td> </tr> </table>	評定	b	<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	
評定	b									
<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>										

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
20歳から39歳の 基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに25%	20.1%	(目標21.0%) 21.2%	(目標22.0%) 21.8%				予算額 (千円)	588,690	669,780			
	前年度より1ポイント増加		1.1ポイント増加 (21.2%-20.1%)	0.6ポイント増加 (21.8%-21.2%)				決算額 (千円)	583,502	662,545			
女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに17%	9.3%	(目標10.9%) 10.5%	(目標12.5%) 12.7%				経常費用 (千円)	583,577	660,864			
	前年度より1.6ポイント増加		1.2ポイント増加 (10.5%-9.3%)	2.2ポイント増加 (12.7%-10.5%)				経常利益 (千円)	13,439	7,237			
								行政コスト (千円)	575,326	668,048			
								従事人員数	5.96	5.96			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	理由
	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実			B	評価	B
							<p><評価に至った理由></p> <p>5つの小項目のうちaが2項目、bが2項目、cが1項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。</p>	
	<p>農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性就業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標達成に向けて取り組むこととする。</p> <p>(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大</p> <p>我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていかうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を</p>	<p>(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大</p> <p>新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するため、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、令和4年度末までに同割合を25%に拡大させるか、又は平成34年度末までに同割合を25%に拡大する。</p>	<p>(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大</p> <p>20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を平成34年度末までに25%に拡大することを目指し、31年度末までに同割合を30年度末から1ポイント増加させるか、又は22%に拡大します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度末までに25%に拡大することを目標とする。 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和元年度における20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者（推計）に対する同年齢層の被保険者の割合（以下「若い被保険者割合」という。）は、21.8%（推計）となった。</p> <p>中期計画においては、若い被保険者割合を年1ポイント増加させるか、又は令和4年度までに同割合を25%に拡大することとしており、平成31年度計画においては、年度末までに若い被保険者割合を22%まで拡大することとしている。</p> <p>令和元年度における若い被保険者割合は、平成31年度計画の目標（22%）を0.2ポイント下回った。</p> <p>なお、新規加入者が前年度よりも減少した要因については、業務受託機関に対して行った調査結果によると、年度計画策定時には予期しなかった千葉県を中心に甚大な被害をもたらした令和元年台風第15号（令和元年9月）、関東地方から東北地方にかけて甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号（令和元年10月）の影響があったこと、また、加入推進活動は農閑期の冬場に戸別訪問を中心として行われるが、そのピーク時である令和2年2月から3月にかけての新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛という、外的要因が大きく影響していると推察される。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者に対する被保険者数の割合は、平成31年度計画の目標（22%）を0.2ポイント下回り、c評価相当であるが、年度計画策定時には予期しなかった新型コロナウイルス感染症の影響等の外的要因が影響していることが推察されることを勘案し、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満 	<p>評価</p> <p>c</p> <p><評価に至った理由></p> <p>新規加入者が前年度よりも減少した要因に関して、台風被害については9月（台風第15号）及び10月（同第19号）の加入状況をみると、被災地域とそれ以外の地域において特段の差異が見受けられなかったこと等から、特段の減少要因としては認められなかった。</p> <p>新型コロナウイルスの影響については、年度末にかけて、戸別訪問の自粛といった大きな制約を受け、同月の加入者数の減少の要因になったものと推察される。このため3月の加入者減少による年間実績への影響度を計るべく、3月の実績を過去5年間の同月の平均値に置き換えた上で被保険者割合を試算したところ、21.9%に上昇したものの、目標達成にまでは至らなかった。</p> <p>これらを総合的に勘案し、目標未達成がやむを得ない事情によるものとは認められなかったことからc評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>令和2年度においては、年間を通じて新型コロナウイルスの影響により、加入推進活動に一定の制約を受けることも懸念されるが、活動の内容に工夫を加えつつ戦略的に取り組まれない。</p>	

<p>支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。</p>										
<p>(2) 女性農業者の加入の拡大</p> <p>女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。</p> <p>他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める必要がある。</p> <p>このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよ</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大</p> <p>女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できるようとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を17%に拡大する。</p>	<p>(2) 女性農業者の加入の拡大</p> <p>女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を平成34年度までに17%に拡大することを旨とし、31年度末までに同割合を30年度末から1.6ポイント増加させるか、又は12.5%に拡大します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合が令和4年度末までに17%に拡大することを旨とし、令和元年度末までに同割合を平成30年度末から1.6ポイント増加させるか、又は12.5%に拡大したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>令和元年度末における女性の基幹的農業従事者（推計）に対する被保険者数の割合（以下「女性被保険者割合」という。）は12.7%（推計）となった。</p> <p>中期計画においては、女性被保険者割合を年1.6ポイント増加させるか、又は令和4年度末までに同割合を17%に拡大することとしており、平成31年度計画においては、年度末までに女性被保険者割合を12.5%に拡大することとしている。</p> <p>女性農業者に向けた加入推進活動の成果を反映し、令和元年度における女性被保険者割合の対前年増加率（2.2%（推計））は、毎年度の増加割合目標（1.6ポイント）を0.6ポイント上回るとともに、平成31年度計画の目標（12.5%）を0.2ポイント上回った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>令和元年度における女性の基幹的農業従事者に対する被保険者数の割合の対前年増加率は、毎年度の増加目標（1.6ポイント）を0.6ポイント上回る（達成度合120%以上）とともに、平成31年度計画の目標（12.5%）を0.2ポイント上回っていることから、a評定とした。</p> <p>（評定区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満 	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="2386 531 2653 573">評定</th> <th data-bbox="2653 531 2873 573">a</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2386 573 2873 1913"> <p><評定に至った理由></p> <p>令和元年度における女性の基幹的農業従事者に対する被保険者数の割合の対前年増加率は、増加目標（1.6ポイント）を0.6ポイント上回っており、達成度合120%以上と判断できることから、自己評価書の「a」との評価結果は妥当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	評定	a	<p><評定に至った理由></p> <p>令和元年度における女性の基幹的農業従事者に対する被保険者数の割合の対前年増加率は、増加目標（1.6ポイント）を0.6ポイント上回っており、達成度合120%以上と判断できることから、自己評価書の「a」との評価結果は妥当と認められる。</p>	
評定	a									
<p><評定に至った理由></p> <p>令和元年度における女性の基幹的農業従事者に対する被保険者数の割合の対前年増加率は、増加目標（1.6ポイント）を0.6ポイント上回っており、達成度合120%以上と判断できることから、自己評価書の「a」との評価結果は妥当と認められる。</p>										

う、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。						
<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。</p> <p>このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>上記(1)及び(2)の目標達成に向け、毎年度、若い農業者や女性農業者に重点的に加入を勧めることなどを内容とする加入推進の取組に関する方針を作成し、業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図るとともに、加入推進活動のリーダーを対象とする研修会を開催する。</p> <p>また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、その進捗管理を行い、達成状況が低調な都道府県に対して市町村での巡回意見交換などの特別活動を実施する。</p>	<p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p>上記(1)及び(2)の目標達成に向け、以下の活動を行います。</p> <p>ア 「平成31年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にします。</p> <p>また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。</p> <p>イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活性化を図ります。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況。 ・加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小（新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか）。 <p>ア 「平成31年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。</p> <p>また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。</p> <p>イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 新規就農者を含む若い農業者や女性農業者等を加入推進の重点的な対象とし、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「平成31年度における農業者年金加入推進の取組方針」（以下「取組方針」という。）を平成31年4月1日付けで各業務受託機関に発出した。</p> <p>取組方針は、第4期中期目標における加入推進の目標に加え、農業委員会組織及びJA組織が設定した都道府県別新規加入者に関する目標の達成に向けた主要課題、加入推進の基本方針と重点対象及び各段階における取組内容等を具体的に記述しており、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において当該取組方針の詳細な説明を行い、取組の徹底を図った。</p> <p>イ 都道府県段階の業務受託機関と基金との共催で、全国47会場で加入推進部長等を対象にした「加入推進特別研修会」を開催した。同研修会では、基金の役員による制度の説明に加えて、より効果的な研修となるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催県内の加入推進事例の発表 ・農家自身の取組による加入推進事例の紹介 ・ファイナンシャルプランナーや社会保険労務士等の外部専門家による他の年金制度との比較 ・加入推進の取組についてのグループディスカッション <p>等を実施し、更なる制度の理解の増進と加入推進活動の活性化を図った。</p> <p>その際、同研修会のテキストには、農業者年金と同じ確定拠出年金（個人型）であるイデコとの制度比較を掲載し、説明を行った。</p> <p>また、全国的な影響力のある農業者リーダーの方々を広域推進協力員として基金が委嘱し、農業者年金についての各種PR活動を展開しているところであるが、同リーダーの農業者年金の必要性についての発言を研修テキストに掲載し、活用した。</p> <p>研修の出席者に意識調査をした結果、農業者にとって農業者年金が必要であると認識する割合が、研修会初参加者（参加者の36%）では、参加前の57%から、参加後は85%へ増加した（参加者全体では69%から86%へ増加）。</p> <p>さらに、同研修会出席者アンケート結果を業務受託機関にフィードバックして、業務受託機関が行う研修会等に活用できるようにすると</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：a</p> <p>ア 若い農業者や女性農業者を重点とする加入推進の取組方針を作成し、業務受託機関に対する説明等を通じた当該取組方針の徹底を図った。</p> <p>イ 全国47会場において「加入推進特別研修会」を開催し、制度の理解の増進を図るとともに、加入推進の「ターゲットランキング」の作成、「加入推進活動の手引き」の作成、加入推進用動画・ロゴマーク・ラジオCM用サウンドロゴの作成等、各種の新たな加入推進活動に取り組んだ。</p> <p>ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けた取組を計画的に実施したことにより、重点県及び特別重点県における新規加入実績の前年度比がその他の地域の前年度比の126%となり、3県が次年度の重点都府県から外れる等の成果が得られた。</p> <p>これらのことから、a評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<p>評定</p> <p>a</p> <p><評定に至った理由></p> <p>加入推進の取組方針を作成し、業務受託機関に対してその周知徹底を図るとともに、創意工夫により、各種の新たな加入推進活動に取り組んだものと認められる。</p> <p>また、重点県を指定し、加入推進の取組の強化に向けた各種働きかけを行った結果、重点県以外と比べて新規加入実績が大きく上回る成果が得られている。</p> <p>なお、基金が設定した都道府県別新規加入者の目標数の達成状況については、目標を下回っているところではあるが、目標（全体数3,800人）は前中期目標期間の新規加入者の月別最大実績を積み上げたものであることや、加入対象となる基幹的農業従事者数が大幅に減少している状況に鑑みれば、必ずしも目標達成状況が十分でないとはまでは言えないと考えられる。</p> <p>これらを総合的に勘案し、取組は十分であり、目標を上回る成果があったと認められることからa評定とした。</p>

す。
ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、平成30年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施します。

を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ったか。
ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、平成30年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施したか。

ともに、協議結果を翌年度の研修会の持ち方に反映させた。
令和元年度に新たに取り組んだ主な加入推進活動は、以下のとおりである。
① 都道府県段階の業務受託機関に対して、ターゲット（加入対象者）が多い市町村を重点活動対象地区として設定するよう、「ターゲットランキング」を作成し、重点的な加入推進活動を行うことを依頼した。
② 市町村段階の業務受託機関向けに加入推進活動の流れと取組内容を明示した「加入推進活動の手引き」を新たに作成した。
③ 制度説明用動画「農業者年金加入のすすめ」を新たに作成して基金ホームページに掲載し、都道府県段階の業務受託機関に対して研修会等で活用するよう業務受託機関に周知した。
④ 加入推進用ロゴマークとその使用マニュアルを作成し、業務受託機関が活用できるよう基金ホームページに掲載した。
⑤ ラジオCM用サウンドロゴとその使用マニュアルを作成し、業務受託機関が活用できるよう基金ホームページに掲載した。
⑥ 表彰事業において、農業者年金制度の普及と加入推進に向けた取組が他の活動のモデルとなるものを対象とする「功績評価部門」を新たに設定した。

ウ 令和元年度は、重点県として7県を指定し、役員等を派遣して、市町村、JA巡回意見交換会を125市町村・JAを対象に実施し、加入推進の取組の強化に向けた働きかけを行った。
また、重点県のうち3県を特別重点県として指定し、市町村、JAによる巡回意見交換会に加えて、基金の役員と該当業務受託機関及び関係機関による協議を通じ、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画の共同策定を行うとともに、特別活動計画の実施状況の把握を行い、加入推進の強化を図った。
これらの取組の結果、新規加入者数の対前年度比は、これらの重点県以外では88%であったのに対し、重点県及び特別重点県では111%となった。
なお、重点県7県のうち3県が、加入推進目標の達成状況の向上により、令和2年度の重点県から外れることとなった。

【新規加入者数の対前年度比】

重点県（7県）	重点以外の都道府県	全国
111%	88%	91%

d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(4) 加入推進活動の効果検証
効果的な加入推

(4) 加入推進活動の効果検証
効果的な加入推

<主な定量的指標>
-

<主要な業務実績>
① 新規加入者アンケートを実施し、加入の決め手は、全体としては戸別訪問、若い人や女性は家族からの勧めによる割合が高いこと、制度

<評定と根拠>
評定：b
① 新規加入者へのアンケート調査等

評定	b
<評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥	

	<p>進を図る観点から、毎年度、新規加入者へのアンケート調査等により、加入推進の取組の効果を検証する。</p>	<p>進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証します。</p> <p>また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。</p>	<p><その他の指標> ー</p> <p><評価の視点> ・効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証したか。</p> <p>また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行ったか。</p>	<p>を知っていて加入しなかった理由としては、加入に必要な詳しい説明を聞く機会がなかったことが最も多いこと等を把握した。</p> <p>② また、過去の業務受託機関の活動実績報告書、優良事例調査等から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別訪問等の活動をしっかり行っている業務受託機関ほど加入実績が上がっていること ・ 女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問時間が多い傾向にあること ・ 加入実績が上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問に向けた対策会議を全国平均の数倍実施していること <p>等を定量的に把握した。</p> <p>③ これらの検証結果については、都道府県段階の業務受託機関を対象としたブロック会議等の場で提示し、取組の徹底と改善に向けて協議を行うとともに、令和元年度下期における市町村段階での戸別訪問の着実な実施、加入推進名簿の更新、対象者の絞り込み、女性加入推進部長による取組の強化を都道府県段階の業務受託機関を通じて市町村段階の業務受託機関に要請するよう依頼した。</p> <p>また、「ターゲットランキング」を研修会等で活用するよう依頼し、これらの要請・依頼事項等を令和2年度の加入推進の取組方針に反映することとした。</p>	<p>を行い、その結果分析を加入推進の取組に活用した。</p> <p>② 業務受託機関の活動実績や優良事例調査分析等の検証を行うとともに、それをベースに業務受託機関との間で加入推進に向けた協議を行うことにより、次年度の加入推進の取組方針の充実・強化を図った。</p> <p>これらのことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>当であると確認できたため。</p>				
<p>(4) ホームページ等による情報の提供</p> <p>ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。</p> <p>なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供</p> <p>農業者に制度の仕組み等を周知するため、パンフレットや対象者毎のリーフレット等を作成し、農業者が集まる機会等を活用して情報提供に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行う。</p> <p>なお、ホームページについては、</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供</p> <p>ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともに</p>	<p><主な定量的指標> ー</p> <p><その他の指標> ・アライド・ブレインズ(株)が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査</p> <p><評価の視点> ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレット等に加え、若い農業者向け(政策支援内容を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターをそれぞれ作成し、業務受託機関に提供し、新規就農者等が集まる機会、新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等で活用することを依頼した。</p> <p>また、基金ホームページに加入者・受給者の声の紹介、JA青年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーの農業者年金の魅力についての対談記事、加入推進用ロゴマーク・ラジオCM用サウンドロゴとそれらの使用マニュアル、各業務受託機関が作成した加入推進用資料等を掲載して情報発信を行うとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等についても掲載した。</p> <p>なお、基金ホームページに掲載した情報は、制度紹介動画や年金試算も含めてスマートフォンでも閲覧できる対応を行った。</p> <p>さらに、業務受託機関が研修会等で活用できるよう、市町村段階の業務受託機関向けの「加入推進活動の手引き」、制度説明用動画「農</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>ア 各種のリーフレット等を作成し、農業者や業務受託機関に提供するとともに、加入者・受給者の声の紹介、新規加入の状況、加入推進用ロゴマーク・ラジオCM用サウンドロゴの活用に向けたマニュアル等を基金ホームページに掲載して情報発信を行った。</p> <p>イ 基金ホームページについて、国民が必要な情報にアクセスできるよう、全ページに対するウェブアクセシビリティの点検を行い改善を図った。</p> <p>ウ 女性農業者を対象とする加入推進研修会の開催や女性農業者向けラ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2389 1092 2656 1144">評定</td> <td data-bbox="2656 1092 2873 1144">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2389 1144 2873 1911"> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> </td> </tr> </table>	評定	b	<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	
評定	b									
<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>										

<p>有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。</p> <p>また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、定期的に構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組む。</p> <p>また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。</p>	<p>にホームページでも情報提供します。</p> <p>また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供します。</p> <p>イ ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組みます。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めます。</p>	<p>まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供したか。</p> <p>また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供したか。</p> <p>イ リーフレットの作成・提供、ホームページでの情報発信を行ったか。</p> <p>ホームページについて、国民が速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の改善に取り組んだか。</p> <p>制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知を行ったか。</p> <p>ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めたか。</p>	<p>業者年金加入のすすめ」を新たに作成するとともに、業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等を情報収集し、上記のリーフレットとともに、加入推進名簿の作成・活動の仕方、市町村段階で取り組むべき加入推進活動を分かりやすく伝える動画を基金ホームページに掲載し、業務受託機関が随時ダウンロードして活用できるよう対応した。</p> <p>イ ホームページを安心して閲覧できるよう、セキュリティの向上を図った（インターネット通信の暗号化技術であるTLSを1.0から1.2に向上）。</p> <p>また、障害の有無に関わらず必要な情報にアクセスできるよう、ウェブアクセシビリティの確保に取り組んだ（アライド・ブレインズ（株）が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査では、昨年度同様Dランク（調査対象独立行政法人85法人中3番目）を維持）。</p> <p>ウ 全国段階の業務受託機関においては、新たに女性農業委員及び女性農業者を対象とする加入推進研修会を開催するとともに、JA全国女性大会において農業者年金ブースを設置し、PR活動を行った。</p> <p>また、都道府県段階の業務受託機関においては、新規就農者や女性農業者等が集まる機会、新規就農者を含めた農業協同組合の青年部及び女性部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用し、リーフレットの配布・説明等を通じた働きかけが行われた。</p> <p>また、基金は、女性農業者の加入推進が図られるよう、新たに女性農業者が多い7県（宮城県、栃木県、新潟県、静岡県、岡山県、愛媛県、佐賀県）に対して、女性農業者向けラジオ広報を試験的に実施するとともに、女性農業委員組織との連携の下、女性農業委員組織の研修会等を活用して制度の紹介を行ったほか、JA青年部委員長会議とJA全国女性組織協議会等において講演を行い、制度の周知に努めた。</p> <p>さらに、新たに農業者向けWebサイト「マイナビ農業」に農業者年金のPR記事を掲載するとともに、農林水産省が運用・配信している「経営局フェイスブック」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」、「農業女子プロジェクトフェイスブック」を活用し、青年新規就農者・認定農業者や女性農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を行った。</p>	<p>ジオ広報の試験的な実施に加え、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジン等を活用するとともに、これらの者に対するPRの機会を増やし、制度の周知に努めた。</p> <p>これらのことから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
--	--	---	---	---	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務改善の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	結果	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			B	評価	B	
1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行う。また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行います。 また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・業務改善を推進するため、改善点の検討・洗い出し等を行い、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進したか。	<主要な業務実績> 業務改善に向けた工程表の見直しを適宜行いつつ、その進捗管理等を行い、以下の業務についての改善を推進した。 ・マイナンバー利用事務による業務フロー等の検証について、住民票関係情報による情報連携を平成30年度から予定していたが、令和5年度から開始予定の戸籍関係情報の情報連携と取得できる情報の内容を比較・検討等した結果、戸籍関係情報の方が優位であるため、住民票関係情報の情報照会を行わず、戸籍関係情報による情報照会に向けた検討を進めることをマイナンバーPTで決定した。 ・マイナンバーによる情報連携について、政策支援加入申出者の税情報（農業所得額）の照会を行い、農業所得が900万円以上となっている者に対して是正を行う通知を発出した。 ・農業者年金記録管理システムは、令和4年度末にサーバの更新を迎えることから、平成30年度に次期システム構築検討委員会を設置し、次期システム導入ロードマップを作成し、令和元年度は次期システム構築に向けて課題と改善点等の洗い出しを行ったところである。 しかし、第201回国会（常会）に独立行政法人農業者年金基金法の一部改正を含む「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法案」が提出されることとなったことから、制度改正に	<評価と根拠> 評価：B 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行い、マイナンバーを利用した業務改善の検討及び制度改正に係るシステム改修等の改善点の検討・洗い出しを行った。 また、加入推進の取組について、アンケート調査等の分析結果等を踏まえ、令和2年度の加入推進の取組を検討するとともに、より効果的な広報資材の作成等を行った。 さらに、作業効率の向上及び事務処理の負担軽減のため、統計情報の作業手順マニュアル作成等を行った。 これらのことから、B評価とした。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標	評価	B	

	<p>組を計画的かつ着実に推進する。</p>	<p>程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進します。</p>	<p>係る対応を最優先に行うため、令和2年3月に次期システム構築委員会を改組し、制度改正対応委員会を設置した。</p> <p>なお、次期システムの具体化に向けた検討も同委員会において、引き続き行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入推進の取組については、平成30年度の新規加入者を対象としたアンケート調査等の分析結果等を踏まえ、令和元年度下半期の加入推進の取組について、ブロック会議で検討するとともに、令和2年度の加入推進の取組について協議した。 <p>また、令和2年度以降の加入推進の取組をより効果的なものとすべく、新たに加入推進用ロゴマーク、ラジオCM用サウンドロゴ、制度説明用動画等の広報資材の作成、また、パンフレット等の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業効率の向上及び事務処理の負担を軽減させるため、基金ホームページに掲載している新規加入者等の統計情報の作業手順をマニュアル化し、その他の統計情報の作業手順のマニュアルについても更新した。 	<p>を上回る顕著な成果がある</p> <p>A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>B：取組は十分である</p> <p>C：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	------------------------	---	--	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	電子化の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合	対前年度増加	農業委員会 26.14% (29年度)	30.66% (対前年比117.3)	34.07% (対前年比111.1)				
		農業協同組合 32.11% (29年度)	35.70% (対前年比111.2)	38.36% (対前年比107.5)				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由	
2 電子化の推進 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その	2 電子化の推進 1のとおり業務改善に向けた取組を行う中で、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 その際、特に、農業者年金記録管理シ	2 電子化の推進 ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進します。 その際、特に、農業者年金記録管理システムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組みます。				B	評価 B	理由 <評価に至った理由> 2つの小項目のうちbが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。

<p>更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。</p>	<p>テムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進</p> <p>利用可能な業務受託機関の全てが利用することを目指し、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。</p> <p>特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。</p>	<p>(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進</p> <p>基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。</p> <p>特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を勧めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合が平成30年度実績を上回るようにします。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだか。 ・同システムを利用した届出書等の作成割合が平成30年度実績を上回ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 平成31年4月24日に開催された都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議において、平成30年度に全業務受託機関を対象に実施したシステムの利用促進と利用状況等に関する調査の結果(概要)及び農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針(以下「普及拡大取組方針」という。)の案について説明を行い、市町村段階の業務受託機関へのシステム利用の働きかけを依頼し、令和元年5月31日付けで普及拡大取組方針を全業務受託機関(2,422機関)に送付した。</p> <p>送付にあたっては、実際にシステムを利用していない業務受託機関(システムの利用登録をしているが、利用していない業務受託機関を含む。)に対して、普及拡大及び利用促進、並びにシステム利用の継続性確保の働きかけを行った。</p> <p>また、システム利用に関する業務受託機関ヒアリングを17機関(農業委員会(8機関)、農業協同組合(9機関))を対象に実施し、利用促進に向けた課題等についてヒアリングを行い、このヒアリングの結果等から、次年度よりシステムの利用時間を延長することとした。</p> <p>② 都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んだ(令和元年度実績:23県 延べ27日、平成30年度実績:22県 延べ32日)。</p> <p>これらの取組により、令和元年度のシステムを利用した届出書等の作成割合については、農業委員会、農業協同組合ともに平成30年度実績を上回った。</p> <p>【システムを利用した届出書等の作成割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受託機関</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会</td> <td>30.66%</td> <td>34.07%</td> <td>+3.41</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>35.70%</td> <td>38.36%</td> <td>+2.66</td> </tr> </tbody> </table>	受託機関	30年度	元年度	対前年度比	農業委員会	30.66%	34.07%	+3.41	農業協同組合	35.70%	38.36%	+2.66	<p><評価と根拠></p> <p>評価: b</p> <p>都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議において、システム利用の働きかけを行うとともに、全業務受託機関に対して、システムの普及拡大取組方針を送付し、利用普及を図った。</p> <p>また、市町村段階の業務受託機関が参加するシステム研修会において、システム利用のメリット、操作方法の説明を通じ、システムの更なる利用促進に取り組んだ結果、農業委員会及び農業協同組合とも、令和元年度の農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が平成30年度実績を上回ったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s: 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a: 数値の達成度合が120%以上</p> <p>b: 数値の達成度合が100%以上120%未満</p> <p>c: 数値の達成度合が80%以上100%未満</p> <p>d: 数値の達成度合が80%未満</p>	<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><評価に至った理由></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</td> </tr> </table>	評価	b	<評価に至った理由>		自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
	受託機関	30年度	元年度	対前年度比																				
農業委員会	30.66%	34.07%	+3.41																					
農業協同組合	35.70%	38.36%	+2.66																					
評価	b																							
<評価に至った理由>																								
自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。																								
<p>更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。</p>	<p>テムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組む。</p> <p>(2) マイナンバーによる情報連携</p> <p>適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携につ</p>	<p>(2) マイナンバーによる情報連携</p> <p>適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携につ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① マイナンバーによる情報連携については、平成30年4月から政策支援加入申出者の税情報(農業所得額)の照会を毎月実施していたが、令和元年9月に中間サーバにエラーが発生し、総務省及び他機関からの情報提供を得つつ復旧対応を行い、令和2年1月に情報照会を再開した。</p> <p>また、令和元年9月から日本年金機構への情報照会を実施する予定で</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: b</p> <p>マイナンバーによる情報連携において、システム上のエラーが発生し、その復旧にあたり、総務省等への確認及び情報提供により、基金職員におい</p>	<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><評価に至った理由></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</td> </tr> </table>	評価	b	<評価に至った理由>		自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。													
評価	b																							
<評価に至った理由>																								
自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。																								

	<p>いて、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組む。</p>	<p>いて、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組めます。</p>	<p>・適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、情報連携システムの運用・管理に取り組んだか。</p>	<p>あったが、上記の復旧後に情報連携を試みたところ、エラーが発生したため、日本年金機構からの情報提供を得つつ復旧対応を行い、令和2年3月に情報連携を開始した。</p> <p>なお、これらの復旧にあたっては、システム開発業者等の知見を要する内容であったことから、次回システム更新時には、サービス保守契約の検討を行うこととした。</p> <p>② システムのエラーに対処する作業を通じて得たノウハウを作業マニュアルに反映させることにより、円滑かつ適切な事務につなげることとしており、令和元年9月に「マイナンバー作業実施ログ取得手順書」の見直しを行った。</p>	<p>て障害復旧対応を行った。</p> <p>エラーの真因については、事前の対策が不十分であったことにあり、同様の案件に対する再発防止策として、作業マニュアルの強化を行った。</p> <p>また、日本年金機構及び他機関からの情報提供によれば、システム開発業者による支援体制が不可欠であるということから、次回システム更新時において、サービス保守契約の検討を行うこととした。</p> <p>なお、エラーの発生による加入者等への影響はなく、復旧するまでの間、情報連携ができなかったものの、復旧後、必要な情報連携を行っていることから、b 評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	--	--	--	---	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一般管理費削減率	効率化除外経費を除き 対前年度比△3%以上	△3.0% (平成28年度 予算と平成29年度 予算の比較)	△4.5% (平成29年度 予算と平成30年度 予算の比較)	△4.5% (平成30年度 予算と令和元年度 予算の比較)				
事業費削減率	対前年度比△1%以上	△4.7% (平成28年度 予算と平成29年度 予算の比較)	△1.1% (平成29年度 予算と平成30年度 予算の比較)	△1.1% (平成30年度 予算と令和元年度 予算の比較)				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価	評価	理由								
3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制			B	評価	B								
						<評価に至った理由> 2つの小項目のうちbが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。									
(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。 総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度比で1%以上の削減を行う。 このため加入者等に対するサービスの	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、対前年度比で1%以上の削減を行います。 このため加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮し	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率。 <その他の指標> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	<主要な業務実績> ① 令和元年度の一般管理費（人件費を除く。）の予算については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3%以上削減するという計画に対して、前年度比で4.5%の削減となった。 (単位：千円、%)		b	評価	b							
				<table border="1"> <tr> <td></td> <td>30年度予算</td> <td>元年度予算</td> <td>削減率</td> </tr> <tr> <td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td> <td>252,780</td> <td>241,432</td> <td>△4.5</td> </tr> </table> ※ 効率化対象経費は、効率化係数（△3%）を乗じた後、消費者物価指数を乗じる前の計数で比較。 ※ 効率化除外経費 平成30年度：固定的経費、各年度増減経費（元号改正対応経費、セキリティ対策経費）		30年度予算	元年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	252,780	241,432	△4.5		<評価と根拠> 評価：a 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△4.5%となったことから、a評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上	<評価に至った理由> 自己評価書における評価a（一般管理費）については、目標の達成度が120%以上であると判断できることから「a」が妥当と認められる。また、評価b（事業費）との評価結果も妥当であると確認できたため、これらを積み上げた小項目の評価を「b」とした。
	30年度予算	元年度予算	削減率												
一般管理費のうち 効率化対象経費	252,780	241,432	△4.5												

	<p>水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。</p> <p>総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)</p> <p>については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。</p>	<p>つつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行います。</p> <p>総人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)</p> <p>については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応します。</p> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除きます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費削減率。 <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。 	<p>令和元年度：固定的経費、各年度増減経費(女性加入対策経費、記録管理システム分析経費等)</p> <p><主要な業務実績></p> <p>② 事業費(業務委託費)の予算については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で1%以上削減するという計画に対して、前年度比で1.1%の削減となった。</p> <p>(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1270 619 2033 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度予算</th> <th>元年度予算</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託費うち効率化対象経費</td> <td>1,843,433</td> <td>1,823,171</td> <td>△1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 効率化対象経費は、効率化係数(△1%)を乗じた後、消費者物価指数を乗じる前の計数で比較。</p> <p>※ 効率化除外経費 平成30年度：なし 令和元年度：各年度増減経費(女性加入対策経費、消費税調整額)</p>		30年度予算	元年度予算	削減率	業務委託費うち効率化対象経費	1,843,433	1,823,171	△1.1	<p>b：数値の達成度が100%以上120%未満 c：数値の達成度が80%以上100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>事業費(効率化除外経費を除く。)については、対前年度比で1%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.1%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上120%未満 c：数値の達成度が80%以上100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>
	30年度予算	元年度予算	削減率										
業務委託費うち効率化対象経費	1,843,433	1,823,171	△1.1										
<p>(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果</p>	<p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を毎年度公表する。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年</p>	<p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表します。</p> <p>また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の状況を踏まえた給与規程の見直しの実施。当該見直し内容及びラスパイレス指数の公表。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証の実施。当該検証結果の公表 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与改定状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラス 	<p><主要な業務実績></p> <p>給与水準の適正化については、令和元年人事院勧告(令和元年8月7日)を受けて改正が行われた国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、基金においても国家公務員と同様の内容で給与規程等の見直しを行った。</p> <p>また、令和元年度内における給与規程等の見直し内容については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性の検証結果とともに、ホームページにおいて令和2年6月末に公表することとしている。</p> <p>なお、平成30年度における給与水準の適正化に関する取組の進捗状況等については、令和元年6月末にホームページで公表した。</p> <p>(参考)【対国家公務員地域・学歴別指数】</p> <table border="1" data-bbox="1299 1612 1863 1701"> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>98.6</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table>	平成30年度	98.6	平成29年度	98.9	<p><評価と根拠></p> <p>評価：b</p> <p>国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程等の見直しを行った。また、その見直し内容、平成30年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果を、令和元年6月末にホームページで公表したことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	評価	b	
平成30年度	98.6												
平成29年度	98.9												
評価	b												

<p>についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。</p>	<p>その検証結果についてホームページにおいて公表します。</p>	<p>パイレス指数を公表しているか。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか。</p>	<p>を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
----------------------------	--	-----------------------------------	---	---	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一者応札・応募件数	前中期計画期間の 平均（6件）以下		6件	1件				
随意契約件数	前中期計画期間の 平均（8件）以下		8件	5件				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4 調達の合理化 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「独立 行政法人における調達 等合理化の取組の推進 について」（平成27年5 月25日総務大臣決定）に 基づき策定する「調達 等合理化計画」につい て着実に実施する。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調 達手続による適切で、 迅速かつ効果的な調 達を実現する観点か ら、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年5月25 日総務大臣決定）に基 づく基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにする。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調 達手続による適切で、 迅速かつ効果的な調 達を実現する観点か ら、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年5月25 日総務大臣決定）に基 づく基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにします。	<主な定量的指標> ・随意契約件数。 ・一者応札・応募件数。 <その他の指標> ・一般競争入札等の実 施。 <評価の視点> ・契約について、原則と して一般競争入札に よるものとするほか、 適正化を推進してい るか。	<主要な業務実績> 調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、基 金ホームページにおいて、入札案件の仕様書等の電子配布及び今後の発注 予定案件の事前公表を行った。 その結果、令和元年度における競争性のない随意契約は5件となり、「調 達等合理化計画」で掲げる目標（8件以内）を達成した。 また、一者応札・応募件数は1件であり、「調達等合理化計画」で掲げ る目標（6件以内）を達成した。	<評価と根拠> 評価：B 調達等合理化計画に基づき、競争参 加者増加のための取組を行った結果、 随意契約件数及び一者応札・応募件 数が目標の範囲内となったことから、 B評価とした。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善 を要する D：取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果 が妥当であると確認できたため。	

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	組織体制の整備等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由	
5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			B	評価	B	
						<評価に至った理由> 2つの小項目のうちbが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。		
(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・組織体制及び運営についての継続的 point 点検 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直し <評価の視点> ・組織体制及び人員配置について継続的な点検を行っているか。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直しを行っているか。	<主要な業務実績> 令和元年度においては、職員面談や基金管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めるとともに、それぞれの業務に必要な組織体制及び人員配置が適正なものとなるよう、必要に応じ、組織の見直しや弾力的な人員配置を行うこととし、働き方改革への対応等を踏まえつつ、必要な人員配置を行った。 また、令和元年7月末に自己都合により退職した職員枠の充足ため、令和2年1月に職員を採用し、業務に必要な人員配置を行った。	<評価と根拠> 評価：b 組織体制及び人員配置について継続的な点検を行い、必要な組織体制及び人事配置の見直しを行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b	
(2) 働き方改革の推進	(2) 働き方改革の推進	(2) 働き方改革の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評価と根拠>	評価	b	

<p>「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>	<p>「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。</p>	<p>「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進します。</p>	<p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの改善 ・専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの改善や専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。 	<p>① 超過勤務の縮減については、役員部課長会において、時間外勤務に係る事前命令の徹底、労働基準法第36条に基づく協定時間の徹底及び定時退庁日(水・金)の徹底を依頼した。</p> <p>基金全体の超過勤務時間</p> <table border="1" data-bbox="1299 310 1798 445"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,360 時間</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,485 時間</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>▲1,125 時間 (▲25.0%)</td> </tr> </table> <p>② ワークライフバランスの改善については、職員の生活スタイルに合わせて、「ゆう活」に7時30分と8時からの出勤時間を新たに設けた。</p> <p>③ 資金部職員を対象とした年金資産運用等の専門研修の実施や資格取得支援、若手職員の行政研修への参加等、職員の人材育成にも取り組んだ。</p> <p>(参考)</p> <p>資格取得支援の申請は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCプランナー2級 1名 ・プライベートバンキングコーディネーター 1名 ・マイクロソフトオフィススペシャリスト(エクセル) 1名 ・マイクロソフトオフィススペシャリスト(ワード) 1名 	令和元年度	3,360 時間	平成30年度	4,485 時間	対前年度比	▲1,125 時間 (▲25.0%)	<p>評定：b</p> <p>超過勤務の縮減、ワークライフバランスの改善に向けた規程等の改正や研修の実施、職員の研修会等の受講及び資格取得支援に取り組んだことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>
令和元年度	3,360 時間											
平成30年度	4,485 時間											
対前年度比	▲1,125 時間 (▲25.0%)											

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評価	評価		
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項			B	評価	B		
1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項 (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項 (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行ったか。	<主要な業務実績> 第4期中期計画期間（平成30～令和4年度）においては、業務の効率化を進め、一般管理費（※）については、毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度比で1%以上の削減を行うこととしており、この方針通りに平成31年度計画の予算を作成し、運営を行った。 ※ 人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費を除く。	B	評価 B	評価 B		
						<評価に至った理由> 5つの小項目のうちaが1項目、bが4項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。	評価 b	<評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
				<評価と根拠> 評価：b 業務の効率化に関する事項を踏まえた平成31年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的					

						な改善を要する		
2	決算情報・セグメント情報の開示 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示します。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。	<主要な業務実績> セグメント情報を令和元年度決算において整理し、主務大臣から決算が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表する予定である。	<評定と根拠> 評定：b セグメント情報を整理し、速やかに基金ホームページで公表する予定であることから、b 評定とした。 (評定区分) b：速やかに開示している d：速やかに開示していない	評定	b
3	業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築します。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。	<主要な業務実績> 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、令和元年3月に収益化単位の業務（各課室の業務）ごとに令和元年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの期中の執行状況と今後の執行見込みを踏まえ、第4 四半期の開始前（令和元年12月末）までに再配分を行った。	<評定と根拠> 評定：b 収益化単位の業務ごとに令和元年度予算の当初配分及び再配分を計画的に行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	b
4	貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、すべての債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、担保物件の確認等を踏まえた農地等担保物件の評価の見直しを行う。	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、すべての債権について、債権分類の見直し及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。 また、業務受託機関	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。	<主要な業務実績> すべての債権について、令和元年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関と連携し、延滞者の実態把握、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。 また、すべての債権について、担保物件の確認を行った上で、令和2年2月に評価の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定：b すべての債権について、債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施した。 また、担保物件についても評価の見直しを行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を	評定	b

	また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努めます。	との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努めます。			上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する																																							
5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	(5) 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	(5) 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図ります。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・市中金利情勢等。 ・応札倍率。 <評価の視点> ・極力有利な条件での借入れを行っているか。	<主要な業務実績> 法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。 具体的には、金利低下が一段と進み、市中金融機関の応札が消極化する中であっても、支援業者と連携し、丁寧な入札参加者の招へい活動を行うとともに、今後の年金給付費の推移や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいように、引き続き借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図ったことにより、借入利率が事実上最も低い0.000%となった。 <table border="1" data-bbox="1285 835 2050 968"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入れの相手方 (金融機関数)</th> <th>借入金額 (百万円)</th> <th>借入利率 (平均金利)</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年1月31日</td> <td>3機関</td> <td>64,900</td> <td>0.000%</td> <td>令和5年2月7日</td> </tr> </tbody> </table> ・競争入札における応札倍率：4.12倍 ・入札日（令和2年1月20日）における市中金利 ・国債：△0.125%、政府保証債：△0.016% ・同時期実施の特別会計（※）借入金（5年）：0.000% （※）国有林野事業債務管理特別会計 ・基金のIR活動先 4金融機関 (参考) 【日本銀行によるマイナス金利導入（平成28年1月29日）後の借入状況】 <table border="1" data-bbox="1285 1440 2050 1745"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>応札倍率</th> <th>借入利率（平均金利）</th> <th>借入期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年2月3日</td> <td>2.35</td> <td>0.1022%</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月2日</td> <td>4.93</td> <td>0.087%</td> <td>4年程度</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月2日</td> <td>3.97</td> <td>0.038%</td> <td>3年程度</td> </tr> <tr> <td>平成30年11月5日</td> <td>5.76</td> <td>0.000%</td> <td>1年程度</td> </tr> <tr> <td>平成31年2月5日</td> <td>4.71</td> <td>0.000%</td> <td>4年程度</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月31日</td> <td>4.12</td> <td>0.000%</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table>	借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	令和2年1月31日	3機関	64,900	0.000%	令和5年2月7日	借入年月日	応札倍率	借入利率（平均金利）	借入期間	平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5年	平成29年11月2日	4.93	0.087%	4年程度	平成30年2月2日	3.97	0.038%	3年程度	平成30年11月5日	5.76	0.000%	1年程度	平成31年2月5日	4.71	0.000%	4年程度	令和2年1月31日	4.12	0.000%	3年	<評定と根拠> 評定：a 金利低下が一段と進み、市中金融機関の応札が消極化する中であっても、支援業者と連携し、丁寧な入札参加者の招へい活動を行うとともに、今後の年金給付費の推移や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいように、引き続き借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図ったことにより、借入利率が事実上最も低い0.000%となったことから、a評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 a <評定に至った理由> 金利低下が一段と進み、市中金融機関の応札が消極化する中において、入札の競争性を高め、借入利率が事実上最も低い0.000%となったことは目標を上回る成果があったものと認められることからa評定とした。
借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限																																								
令和2年1月31日	3機関	64,900	0.000%	令和5年2月7日																																								
借入年月日	応札倍率	借入利率（平均金利）	借入期間																																									
平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5年																																									
平成29年11月2日	4.93	0.087%	4年程度																																									
平成30年2月2日	3.97	0.038%	3年程度																																									
平成30年11月5日	5.76	0.000%	1年程度																																									
平成31年2月5日	4.71	0.000%	4年程度																																									
令和2年1月31日	4.12	0.000%	3年																																									

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画													
					B	評価	B								
						<評価に至った理由> 2つの小項目のうちbが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。									
	別紙	別紙	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率。 <その他の指標> — <評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるもので	<主要な業務実績> (再掲) ① 令和元年度の一般管理費（人件費を除く。）の予算については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3%以上削減するという計画に対して、前年度比で4.5%の削減となった。 (単位：千円、%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>30年度予算</td> <td>元年度予算</td> <td>削減率</td> </tr> <tr> <td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td> <td>252,780</td> <td>241,432</td> <td>△4.5</td> </tr> </table> ※ 効率化対象経費は、効率化係数（△3%）を乗じた後、消費者物価指数を乗じる前の計数で比較。 ※ 効率化除外経費 平成30年度：固定的経費、各年度増減経費（元号改正対応経費、セキュリティ対策経費）		30年度予算	元年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	252,780	241,432	△4.5	b	評価	b
	30年度予算	元年度予算	削減率												
一般管理費のうち 効率化対象経費	252,780	241,432	△4.5												
					<評価と根拠> (再掲) 評価：a 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△4.5%となったことから、a評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上	<評価に至った理由> 自己評価書における評価a（一般管理費）については、目標の達成度が120%以上であると判断できることから「a」が妥当と認められる。また、評価b（事業費）との評価結果も妥当であると確認できたため、これらを積み上げた小項目の評価を「b」とした。									

		<p>あるか。</p>	<p>令和元年度：固定的経費、各年度増減経費（女性加入対策経費、記録管理システム分析経費等）</p>	<p>120%未満 c：数値の達成度が80%以上 100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>										
		<p><主な定量的指標> ・事業費削減率。</p> <p><その他の指標> －</p> <p><評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。</p>	<p><主要な業務実績> ② 事業費（業務委託費）の予算については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で1%以上削減するという計画に対して、前年度比で1.1%の削減となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1258 575 2021 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度予算</th> <th>元年度予算</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費のうち 効率化対象経費</td> <td>1,843,433</td> <td>1,823,171</td> <td>△1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 効率化対象経費は、効率化係数（△1%）を乗じた後、消費者物価指数を乗じる前の計数で比較。 ※ 効率化除外経費 平成30年度：なし 令和元年度：各年度増減経費（女性加入対策経費、消費税調整額）</p>		30年度予算	元年度予算	削減率	事業費のうち 効率化対象経費	1,843,433	1,823,171	△1.1	<p><評価と根拠> 評価：b 事業費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で1%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.1%となったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上 120%未満 c：数値の達成度が80%以上 100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>	<p><評価と根拠> 評価：b 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行ったことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>
	30年度予算	元年度予算	削減率											
事業費のうち 効率化対象経費	1,843,433	1,823,171	△1.1											

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—	—				・運営費交付金の受入遅延による場 合の限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に調達困難と なった場合等の限度額は702億円
	702億円(限度額)		—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額					
	1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受 入れの遅延。 2 702億円 (想定される理由) 独立行政法人農業 者年金基金法附則第 17条第2項の規定に 基づく長期借入金の 一時的な調達困難。	1 運営費交付金の受入 れの遅延による資金の 不足となる場合におけ る短期借入金の限度額 は、2億円とします。 2 独立行政法人農業者 年金基金法（平成114年 法律第127号）附則第17 条第2項の規定に基づ く長期借入金に関して、 一時的に調達が困難 になった場合等の短期 借入金の限度額は、702 億円とします。	<主な定量的指標> ・借入限度額。 <その他の指標> — <評価の視点> ・借入限度額の範囲内で あったか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評価と根拠> 評価：— (評価区分) B：限度額の範囲である D：限度額の範囲を超えた	評価	—

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	74人以下	29年度末 74人	72人	74人				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第6 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			B	評価	B
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・専門研修の実施 ・業務量に応じた適正な人員配置 <評価の視点> ・専門的知識を有する人材の育成を図る。 ・基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか	<主要な業務実績> ① 新任職員に対して、農業者年金制度と業務等についての研修を4月に実施した。 また、資金部に配属された職員（2名）については、令和元年5月から7月にかけて民間機関が主催する年金資金の運用に関するセミナーや通信講座を受講した。 ② ヒアリング等による基金全体の業務量等を踏まえ、適切な人員配置に努めている。 また、働き方改革などに対応する人員配置を行うとともに、令和元年7月末に自己都合により退職した職員枠の充足のため、令和2年1月に職員を採用し、業務に必要な人員配置を行った。	<評価と根拠> 評価：b 新任者研修や専門研修等を実施し人材の育成を図った。 また、ヒアリング等の実施を踏まえ、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する	<評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。	

					d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初を上回らないようにする。 (参考1) 期初の常勤職員数 74人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,330百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を74人とします。 (参考) 人件費総額見込み 687百万円	<主な定量的指標> ・常勤職員数 <その他の指標> － <評価の視点> ・常勤職員数が74人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 令和元年度末の常勤職員数を74名人とした。	<評定と根拠> 評定 : b 常勤職員は74人であることから、b評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b <評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p>2 積立金の処分に関する事項</p> <p>前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費</p> <p>(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p> <p>(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p> <p>(4) 旧年金勘定と農地</p>	<p>2 積立金の処分に関する事項</p> <p>前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費</p> <p>(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）</p> <p>(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・ 預貯金の経費への充当。</p> <p><評価の視点></p> <p>・ 積立金の処分が適切であるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金については、本中期目標期間の最終年度までの間に旧年金給付費等の一部に充当する予定である。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、本中期目標期間の最終年度までの間に計画どおり充当する予定であることから、B評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>B：積立金の処分は適切である</p> <p>D：積立金の処分は不適切である</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	

	<p>売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用</p> <p>(5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等</p>	<p>(4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用</p> <p>(5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等</p>			
--	---	---	--	--	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-3	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由	
1 内部統制の充実・強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。 (1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施に	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。 (1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組むよう、内部統制システ	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・理事長による内部統制の取組の指示。 <評価の視点> ・理事長は、「役員員の行動指針」を定め、指示し	<主要な業務実績> ① 「独立行政法人農業者年金基金役員員の行動指針」（以下「行動指針」という。）に従って業務に取り組むよう、理事長から新任職員研修や職員への訓示の場において指示するとともに、役員がパソコンを起動した際に、行動指針を画面に表示することにより、周知の徹底を図った。 ② 令和元年度においては、経営管理会議を13回開催（定例は4月、7月、10月、12月の4回）し、内部統制については、「取組計画（平成29年12月作成）」に基づき、取組状況の点検を行い、	B B <評価と根拠> 評価：b 理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役員員の行動指針」を役員員に周知したこと、また、経営管理会議等において、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施等、内部統制に関する取組状況の把握と必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング等を行ったことから、b評価とした。	評価 B <評価に至った理由> 4つの小項目のうちbが4項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。	評価 b <評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。	

<p>講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。</p>	<p>より、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>ムの役職員への周知徹底を図ります。 また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組みます。</p>	<p>周知を図っているか。 ・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。</p>	<p>平成31年4月の経営管理会議及び令和2年1月の役員部課長会において報告した。 また、平成30年度業務実績等の自己評価を実施の上、「平成30年度業務実績等報告書」を令和元年6月25日付けで主務省に提出した。 平成31年度計画の進捗管理については、令和元年10月15日に開催した経営管理会議において9月末時点の報告を行い、12月16日に開催する経営管理会議において11月末時点の報告を行い、モニタリング等を行った。</p>	<p>(評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
	<p>(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進します。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。 <評価の視点> ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。</p>	<p><主要な業務実績> ① コンプライアンス委員会を上半期(令和元年9月27日)、下半期(令和2年3月26日)に開催し、平成31年度コンプライアンス推進計画の取組状況について報告を行うとともに、下半期では「令和2年度コンプライアンス推進計画」について検討した。 また、コンプライアンス推進の取組状況及び令和2年度コンプライアンス推進計画を基金ホームページで公表した。 ② コンプライアンス関連の研修については、平成31年度研修実施計画に基づき、令和元年11月6日に幹部職員(役員部課長会メンバー)を対象とした「セクハラ・パワハラ研修」及び職員を対象とした「リーダーシップ研修」を実施した。 ※ 令和元年度において、コンプライアンス事案の発生はない。</p>	<p><評定と根拠> 評定 : b コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況を報告するとともに、コンプライアンス研修を実施した。 また、コンプライアンス推進の取組状況及び令和2年度コンプライアンス推進計画を基金ホームページで公表したことから、b 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2410 1003 2647 1050">評定</td> <td data-bbox="2647 1003 2873 1050">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2410 1050 2873 1913"> <p><評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> </td> </tr> </table>	評定	b	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	
評定	b									
<p><評定に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>										

<p>(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底する。</p>	<p>(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を上半期と下半期に開催し、外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底します。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> ・リスク管理委員会の開催 <評価の視点> ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。</p>	<p><主要な業務実績> ① リスク管理を効果的・効率的に行うため、外部専門家の出席を得て、リスク管理委員会を上半期（令和元年8月）と下半期（令和2年2月）に開催した。前年度下半期のリスク管理委員会において確認された平成31年度リスク管理行動計画に沿い、上半期のリスク管理委員会では、「リスク対応方針」、「リスク管理項目」及び「リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル」の資料の整合性・連動性を図った上で、「リスク対応方針の修正」、「リスク管理項目の洗い直し」、「リスク管理項目ごとのリスク評価と優先順位の見直し」及び「リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアルの見直し」等について、報告・審議を行った。 また、下半期のリスク管理委員会では、基金全体としてのリスク対応方針に従った適切なリスク管理がなされているか、発生した問題や顕在化した原因は何か、その対応として何が必要か等について、報告・討議を行うとともに、令和2年度リスク管理行動計画の確認を行った。 ② リスク管理項目の中で、重点項目と位置づけた項目等については、令和元年10月及び12月に開催された経営管理会議においてモニタリングを行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価： b リスク管理行動計画に沿い、外部専門家の出席を得て、リスク管理委員会を開催し、リスク管理マニュアルの見直し等を行うとともに、経営管理会議においてモニタリングを行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</td> </tr> </table>	評価	b	<評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
評価	b								
<評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。									
<p>(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、毎年度策定する内部監査年度計画（注）に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。 (注) 内部監査計画及び内部監査実施計画</p>	<p>(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、内部監査年度計画に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務についてリスクアプローチの手法を取り入れて内部監査を実施します。</p>	<p><主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・内部監査を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成31年度内部監査計画を平成31年4月23日に策定した。 同計画では、内部統制の充実・強化の観点から、基金の業務を監査することとしており、昨年度に引き続き、中間監査を令和元年9月に実施した。 また、情報セキュリティ監査及び個人情報保護監査についても、昨年度に引き続き、外部監査人による監査を実施した。</p>	<p><評価と根拠> 評価： b 内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施したことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</td> </tr> </table>	評価	b	<評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
評価	b								
<評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。									

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由	
2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 (1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDC	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 (1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行います。 情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セ	主な評価指標 — <その他の指標> — <評価の視点> ・情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。 ・CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化したか。	法人の業務実績・自己評価 業務実績 — <主要な業務実績> ① 平成30年度の統一基準群の改正及び情報セキュリティ監査等の指摘等を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策実施手順書（6つの手順書）の一部改正案を作成し、上半期の情報セキュリティ委員会（令和元年9月開催）における承認を踏まえ、令和元年12月1日に施行した。 また、下半期の情報セキュリティ委員会（令和2年3月開催）では、標的型メール訓練や情報セキュリティインシデント対応訓練の結果等の令和元年度のセキュリティ対策の実施状況等について確認を行った。 ② 自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己点検を令和元年12月に実施し、点検結果を分析の上、グループウェアの掲示板に掲載（令和2年2月10日）するとともに、パソコン起動時の画面に表示（2月12日から3月5日までの全16回）することにより、情報セキュリティ意識の向上を図った。 ③ 情報セキュリティ監査（外部監査）については、令和元年9	自己評価 B B b b	評価	B	
						理由	3つの小項目のうちbが3項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。	
						理由	自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。	

<p>Aサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内にCSIRTを構築する。</p>	<p>合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ります。</p> <p>また、基金CSIRTについても、運用の点検を行い、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力を強化します。</p>	<p>に定めたセキュリティ関係規程の見直しを行い、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回していくこととした。</p> <p>④ CSIRTについては、平成30年度情報セキュリティインシデント対応訓練における改善提案を踏まえ、CSIRT構築運用実施手順書の一部改正を行った(①に前掲)。</p> <p>また、令和元年度の情報セキュリティインシデント対応訓練は令和2年3月に農業者年金記録管理システムの保守運用業者を加えて実施し、個人情報の流出等農業者年金記録管理システムに起因するインシデント発生時の対応能力の強化を図った。</p> <p>⑤ 農業者年金記録管理システムの保守運用業者との会議(月1回開催)には、CIO補佐官の参画により、情報セキュリティ対策等に係る助言を受け、セキュリティ対策の強化を図った。</p> <p>このほか、CIO補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参画、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策の実施手順書、同研修及び情報システムの調達仕様書等に対する支援・助言を受けた。</p>	<p>セキュリティ監査(外部監査)による評価結果を踏まえた見直しを行うこととしており、引き続きPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行うこととした。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b:取組は十分である</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>						
<p>(2) 個人情報保護対策の推進</p> <p>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じ</p>	<p>(2) 個人情報保護対策の推進</p> <p>個人情報保護管理委員会を上半期と下半期に開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図ります。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施すると</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の実施状況等についての点検を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 上半期(令和元年9月)及び下半期(令和2年3月)に開催した個人情報保護管理委員会において、マイナンバー・機関別符号の取得及び税情報照会(農業所得)の状況を説明の上、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等について確認を行った。</p> <p>② 個人情報監査(外部監査)は令和元年9月から令和2年2月に実施され、監査結果報告を踏まえ、必要に応じた個人情報保護管理関係規程の見直しを行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。</p> <p>③ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令和2年3月に実施し、点検結果を個人情報保護管理委員会において報告した。</p> <p>④ 個人情報保護委員会による立入検査が令和元年7月に行われた。検査結果は、前回(平成29年)検査において改善が求められた事項について改善が確認され、マイナンバーを取り扱う体制が整えられているとされたものの、軽微な指摘を受けたことから、9月に個人情報保護管理規程の細則を改正し、10月から11月にかけて全役職員等を対象に個人情報保護研修を実施し、個</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: b</p> <p>個人情報保護管理委員会において、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、個人情報監査(外部監査)結果による関係規程の見直しを図ることとしており、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。</p> <p>また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだ。</p> <p>これらのことから、b評価とした。</p> <p>(評価区分)</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b:取組は十分である</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2418 919 2656 961">評価</td> <td data-bbox="2656 919 2873 961">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2418 961 2873 1911"> <p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> </td> </tr> </table>	評価	b	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	
評価	b								
<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>									

<p>た見直しを行う。</p> <p>そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多く個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。</p>	<p>ともに、必要に応じた見直しを行います。</p> <p>そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、下記研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行します。</p>		<p>個人情報保護管理規程等の内容を周知徹底した。</p> <p>なお、同検査結果として、総括保護責任者が主導して、個人情報保護等に関する啓発、注意喚起に係る取組を推進していたことが、好事例として評価された。</p>	<p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(3) 研修等の実施</p> <p>役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。</p>	<p>(3) 研修等の実施</p> <p>役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底します。</p> <p>また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実施したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報保護関係の研修を平成31年4月に実施した。</p> <p>② 令和元年度に改正した情報セキュリティポリシー及び同対策実施手順書を含めた情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、全役職員を対象とした研修を令和元年10月から11月に実施した。</p> <p>③ マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として、総務省主催のeラーニングによる研修に参画し、全役職員が令和元年11月から令和2年3月までに受講した。</p> <p>④ 情報セキュリティ自己点検については、全役職員等を対象として令和元年12月に実施し、その結果を令和2年2月10日にグループウェアの掲示板に掲載するとともに、2月12日から3月5日までパソコン起動時の画面に表示し、役職員等への周知徹底を行った。</p> <p>⑤ 標的型メール攻撃訓練を令和元12月から令和2年1月に実施し、その結果を情報セキュリティ委員会で報告するとともに、令和2年3月18日からグループウェアの掲示板に掲載及びパソコン起動時の画面表示を令和2年3月19日に実施し、役職員等への周知を行った。</p> <p>⑥ 情報セキュリティインシデント対応訓練を令和2年3月に実</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>情報セキュリティ対策等に関する全役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を図るため、左記研修等の開催や情報の発信・提供に取り組んだことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2418 787 2656 829">評定</td> <td data-bbox="2656 787 2873 829">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2418 829 2873 1911"> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p> </td> </tr> </table>	評定	b	<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>	
評定	b								
<p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>									

			施し、その結果を情報セキュリティ委員会で報告した。	
--	--	--	---------------------------	--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-5	情報公開の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づく適切な情報公開。 <評価の視点> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開しているか。	<主要な業務実績> ・役員報酬等及び職員の給与水準（平成30年度） ・第4期中期目標期間（平成30～令和4年度）に係る事業計画 ・資産保有状況（平成30事業年度）等をホームページに掲載し、情報公開を行った。	<評価と根拠> 評価：B 役員報酬等及び職員の給与水準等の必要な情報について、基金ホームページで適切に情報公開を行ったことから、B評価とした。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。		

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-6	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0092

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由	
4 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等			B	評価	B	
						<評価に至った理由> 2つの小項目のうちbが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評価はBであったため。		
(1) 研修の充実 農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。 このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した研修を実施する。その際、必	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を原則2回実施します。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した研修を実施します。その際、必要に応じて民間	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。 ・職員の専門資格取得支援。 <評価の視点> ア 新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 理解度テストを実施しているか。 研修等の実施計画を	<主要な業務実績> ア 職員研修実施方針に基づき、資格取得支援を含めた「平成31年度研修実施計画」を策定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を平成31年4月に実施した。 また、資金部職員を対象に、資産運用の専門家を講師とした資産運用に関する研修を2回(令和元年10月及び令和2年2月)実施した。 なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。 (参考) 資格取得支援の申請は、以下のとおりである。 ・DCプランナー2級 1名 ・プライベートバンキングコーディネーター 1名 ・マイクロソフトオフィススペシャリスト(エクセル) 1名 ・マイクロソフトオフィススペシャリスト(ワード) 1名	<評価と根拠> 評価：b ア 研修実施計画を策定の上、新任者研修等を行い、研修終了後に理解度テストを実施するとともに、民間研修も活用した。 イ 都道府県段階の業務受託機関担当者に対して、新任者研修会等を実施し、農業者年金制度の理解の向上に務めた。 これらのことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を	評価 b <評価に至った理由> 自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。		

<p>した専門研修を実施する。</p>	<p>要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p> <p>なお、研修終了後に理解度テストを実施する。</p> <p>また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。</p> <p>イ 業務受託機関担当者</p> <p>業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。</p>	<p>等の機関が主催する研修を活用します。</p> <p>なお、研修終了後に理解度テストを実施します。</p> <p>また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。</p> <p>イ 業務受託機関担当者</p> <p>年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催します。</p>	<p>策定しているか。</p> <p>職員の専門資格取得支援を実施しているか。</p> <p>イ 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。</p>	<p>月23日に新任者研修会、②令和元年5月20日、21日に新任者等業務研修会、③令和元年6月17日・18日に専門業務研修会を開催した。</p> <p>また、各研修会において、研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、各研修項目ごとに例題及び答え合わせ（解説）を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定制とその認識・理解の是正ができるようにした。</p> <p>なお、研修会資料については、業務受託機関向けの分かりやすい手引きとして作成し、電子化した業務資料を、平成29年度以降の業務研修において統一的にテキストとして使用している。</p>	<p>上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>											
<p>(2) 委託業務の質の向上</p> <p>業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。</p> <p>考査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地</p>	<p>(2) 委託業務の質の向上</p> <p>業務受託機関を対象とした考査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 中期計画期間における考査指導の対象については、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点</p>	<p>(2) 委託業務の質の向上</p> <p>業務受託機関を対象とした考査指導については、考査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施します。</p> <p>ア 考査指導実施計画に従って、市町村段階の業務受託機関に対して計画的・効率的に考査</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>ー</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考査指導の効果の浸透 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考査指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に考査指導を実施したか。 ・考査指導の効果の浸透を図っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 業務量、委託費等を勘案した中期計画策定時の業務受託機関を対象とする考査指導については、令和元年5月30日に策定した令和元年度考査指導実施計画に基づき、令和元年6月から11月にかけて効率的かつ計画的に実施した。</p> <p>(参考)【考査指導実施業務受託機関数】</p> <table border="1" data-bbox="1359 1564 1771 1785"> <tr> <td>農業会議</td> <td>12機関</td> </tr> <tr> <td>J A中央会</td> <td>12機関</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>191機関</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>97機関</td> </tr> <tr> <td>総 数</td> <td>312機関</td> </tr> </table> <p>イ 前年度の考査指導結果等については、平成31年4月24日に開催した都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議に</p>	農業会議	12機関	J A中央会	12機関	農業委員会	191機関	農業協同組合	97機関	総 数	312機関	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>定例考査指導については、令和元年度考査指導実施計画に従い左記のとおり計画的・効率的に実施したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<p>評定</p> <p>b</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己評価書の「b」との評価結果が妥当であると確認できたため。</p>
農業会議	12機関															
J A中央会	12機関															
農業委員会	191機関															
農業協同組合	97機関															
総 数	312機関															

<p>域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。</p>	<p>を置いて選定し、計画的に考査指導を実施する。</p> <p>イ 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。</p>	<p>指導を実施します。</p> <p>考査指導においては、業務受託機関における事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて事務処理の質的向上に向けた指導を行います。</p> <p>イ 前年度の考査指導により把握した事例、注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図ります。</p>	<p>において周知するとともに、都道府県段階の業務受託機関が開催する担当者会議や研修会等を通じ、農業委員会及び農業協同組合に対して業務処理の改善に向けて周知徹底するなど、考査指導結果の浸透を図った。</p> <p>また、考査指導時においても考査指導結果の浸透を図った。</p>	<p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
--	---	--	--	---------------------------------